

第75号議案

八王子市保育園条例の一部を改正する条例設定について

八王子市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保育園条例の一部を改正する条例

八王子市保育園条例（昭和25年八王子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（定員）</u> <u>第6条 保育園の定員は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号）第34条の規定に基づき算定するものとする。</u></p>	<p><u>（定員）</u> <u>第6条 保育園の定員は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）第41条の規定によつて定める。</u></p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

